

平成24年度 事業原簿（ファクトシート）

作成日：平成24年 4月 1日作成

更新時期：平成25年 5月 現在

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進									
事業名称	認証排出削減量等（京都メカニズムクレジット） 取得事業							コード番号：P06047		
推進部署	京都メカニズム事業推進部									
事業概要	京都議定書における我が国の目標達成に資するため、経済産業省及び環境省からの委託により、NEDOが京都メカニズムクレジットを確実にかつ費用対効果を考慮して取得する事業。									
事業規模	事業期間：平成18～25年度（予定） 契約等種別：認証排出削減量等取得（クレジット取得） 勘定区分：一般勘定 18,606百万円, エネルギー需給勘定 141,744百万円 [百万円]									
		H18 年度 (実績)	H19 年度 (実績)	H20 年度 (実績)	H21 年度 (実績)	H22 年度 (実績)	H23 年度 (実績)	H24 年度 (実績)	H25 年度 (予算額)	合 計
	H18 年度 契約	4,410	487	803	876	887	969	796	2,572	11,800
	H19 年度 契約		8,974	3,564	5,514	5,516	5,588	5,042	4,317	38,514
	H20 年度 契約			0	31,746	21,551	567	1,984	1,984	57,832
	H21 年度 契約				25,531	21,526	3,230	0	1,917	52,204
	計	4,410	9,461	4,367	63,667	49,480	10,354	7,822	10,790	160,350
1. 事業の必要性										
京都議定書の約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力をしていくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%＝約1億トンCO <sub>2</sub> ）が見込まれるところ。この差分については、京都メカニズムの活用により対応することが必要とされている。										
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応										
(1) 目標：京都議定書の第一約束期間（2008～12年）において、6%の温室効果ガス削減目標を確実に達成する必要があることから、各種リスク低減を図りつつ費用対効果を考慮して京都メカニズムクレジットを取得し、着実に政府へクレジットを移転する。										
(2) 指標：第一約束期間（2008～12年）に総累計で約1億トンCO <sub>2</sub>										
(3) 達成時期：平成25年度										
(4) 情勢変化への対応：京都議定書目標達成計画の達成状況及びクレジット取引動向並びに国際議論の動向等を踏まえ、効率的・効果的な業務管理運営を行い、情勢の変化に対応する。										
3. 評価に関する事項										
(1) 評価時期										
①毎年度評価：平成25年5月頃										
②事後評価：適切な時期に実施する予定										
(2) 評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法）										
毎年度評価及び事後評価ともに、外部の専門家・有識者からなる事業評価委員会を開催し、外部評価を行う。										

平成24年度 事業評価書

平成25年 9月6日作成

制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	認証排出削減量等(京都メカニズムクレジット)取得事業	コード番号：P06047
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	
0. 事業実施内容		
<p>本事業は、経済産業省及び環境省からの委託により、京都議定書における我が国の目標達成に資するため、京都メカニズムクレジットを確実に費用対効果を考慮して取得するものである。</p> <p>NEDOが、自らプロジェクト参加者となる等、クリーン開発メカニズム(CDM)等の他のプロジェクト参加者等との間でクレジット購入契約を締結し、クレジット発行者からクレジットを直接取得する「タイプA」、クレジットを既に取得又は今後取得する見込みのある事業者等との間で転売等によるクレジット購入契約等を締結する「タイプB」、及び京都議定書第17条に基づく国際排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガス排出削減その他環境対策の目的に使用するという条件の下で行う「グリーン投資スキーム(GIS)」の中から適切な手法を活用し、日本国政府と連携してクレジット取得事業を行った。</p> <p>平成24年度は、京都議定書第一約束期間の最終年にあたることから、事務管理の効率化等による既契約分クレジットの政府への着実な移転に注力した。また、GIS契約案件については、ホスト国が実施する排出削減その他環境対策(グリーンング)活動を引き続き推進した。</p>		
1. 必要性(社会・経済的意義、目的の妥当性)		
<p>京都議定書の約束を達成するために、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(1990年総排出量比1.6%＝約1億トンCO<sub>2</sub>)が見込まれる。「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月閣議決定)において、この差分については京都メカニズムの活用による対応が必要とされている。そのためCDM/JI/GIS事業等及び温室効果ガス削減技術に対する知見を有しているNEDOが国から委託され、確実に費用対効果の高い京都メカニズムクレジット取得事業を行うものであり、京都議定書における我が国の目標達成に必要な事業である。</p>		
2. 効率性(事業計画、実施体制、費用対効果)		
<p>手段の適正性</p> <p>クレジット取得事業では、経済産業省及び環境省との緊密な連携の下、①可能な限りリスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮した着実な取得に努める、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図る、という観点を踏まえつつ京都議定書目標達成計画に沿って実施した。</p> <p>平成24年度は、政府方針により新規契約によるクレジット取得は行わず、GISホスト国におけるグリーンング活動、既契約のCDM事業の確実なクレジット取得を適正かつ効率的に推進する観点から、以下の取り組みを実施した。</p> <p>(1) GISグリーンング活動の確実な実施</p> <p>ウクライナにおける政権交代に伴う人事異動、省庁再編等によりグリーンング事業の組成・実行が遅延していた影響から、一刻も早い事業の推進のために定期的な進捗確認及び相手国との協議の高度化のため諸々のアプローチを実施した。具体的には、相手国へ赴いてのグリーンング活動状況確認及び迅速化の要求、同国環境投資庁及び所管大臣である同国環境大臣とのインターフェースの強化、プロジェクト関係者とのコンタクト強化、経済産業省、環境省、日本貿易保険等との緊密な調整等を行った。この結果、全体資金枠の2/3近くを占める日本技術プロジェクトの特定、契約が完了し、全事業が実施段階に入った。また、学校、病院等公共物の断熱化を行う社会的プロジェクトにおいても全件特定が完了し、随時支出が進められた。以上の結果からこれらの諸施策は手段として適正であった。</p>		

その他GIS実施国チェコ、ラトビア及びポーランドにおいても、NEDOが現地訪問、諮問委員会へのオブザーバー出席等適正な進捗管理・確認を実施したことにより、各国において断熱化、ヒートポンプ設置等の省エネプログラムがGISグリーンング事業として推進され、特にチェコにおいては約4万件のプロジェクトへの申請に対して全額支出が終了、他二国においてもNEDO支払額のほとんどについて省エネプロジェクトへの割り当てが終了している。

#### (2) 既契約のCDM事業の確実なクレジット取得

国連のCDM審査が長期化・厳格化している中、直接取得のタイプAでは、当初年度計画に基づく契約量の確保は困難な状況であった。そこで、契約事業者、プロジェクト実施者、関係機関等と協力してクレジット発行可能性を見極め、諸施策を適切・速やかに実施したところ、前年度まで遅れが生じていたクレジットの発行が順調に進み、ほぼ計画量のクレジットが発行される見込となった。

間接取得であるタイプBにおいても、国連のクレジット発行審査遅延等によるクレジットの移転量不足が懸念されたため、プロジェクト管理を更に徹底し、モニタリング期間の短縮を図る等、代替クレジットによる補填を最小限に留めた状況で、当年度相当の既契約量に対して100%の確実なクレジットの移転を行った。

#### (3) 海外事務所の積極的活用

GISホスト国のグリーンング活動をモニタリングするとともに、日本の環境技術等をグリーンングプロジェクトに組み込んでいくために、専門の駐在員を欧州事務所に派遣し本部と一体的に実施する体制を構築しており、グリーンングに係るプロジェクトの早期化、日本技術のシェア向上に貢献した。

中国のCDM直接取得案件については、相応のリスクが見込まれることから、北京事務所を積極的に活用して、現地政府及び事業者の動向等の情報収集・調査等を行ったほか、登録案件における事業者管理、CDM審査の対応等も行ったことにより、直接取得の着実なクレジット発行に貢献した。

### 3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

#### (1) 目標達成度

平成18年度から平成22年度の間締結した購入契約に基づき、契約管理の徹底等による確実なクレジット移転を推進したところ、平成24年度には契約先から約406万トンCO<sub>2</sub>のクレジットがNEDO保有口座に移転され、その全量を平成25年2月までに政府保有口座へ移転した。この結果、事業開始からの政府保有口座への移転総量は約9,365万トンCO<sub>2</sub>となり、総契約量の約96%のクレジット移転を完了した。また、事業開始以降のクレジットの総契約量は約9,753万トンCO<sub>2</sub>で、政府目標である約1億トンCO<sub>2</sub>をほぼ達成している。

#### (2) 社会・経済への貢献度

京都議定書目標達成計画における京都メカニズムは、国内対策に最大限努力してもなお生ずる差分について、補足性の原則を踏まえつつ活用するものである。当該事業で調達されたクレジットは、第一約束期間に定められた同計画の政府目標達成に寄与するとともに、それにとりまなう国際的な信頼の確保にも非常に貢献している。

##### ①GISホスト国グリーンング活動における環境対策の確実な実施と日本の環境技術の移転

GISホスト国では、各国の事情にあわせて公共建造物のエネルギー効率改善（ポーランド、ラトビア等）や住宅分野のエネルギー効率改善（チェコ）等のグリーンング事業がNEDOファンドによって実施されており、各国の実質的な環境及び温暖化対策に大いに貢献している。

また、病院、学校、住宅等の生活環境の改善にも資する事業なども実施されており、チェコ政府閣僚からは、景観の美化や快適な生活への寄与など目に見える形での改善に対する謝辞がある等、非常に高い評価を得ている。

更に、GISによる取得契約において、交渉によりNEDOからの購入資金の一部を日本の環境技術移転のためのキャパシティビルディングに充当することを盛り込み、日本の環境技術に関するセミナー開催、技術相談会等を行っている。チェコにおいては、平成24年11月に日本の技術移転を目的としたキャパビルセミナー、技術相談会を実施した。この技術相談会には多数の日本企業及び現地企業等関係者が集まって実施され、環境技術分野におけるチェコ・日本両国間の協力のきっかけとなる等、キャパビルセミナーの開催による貢献は非常に大きいといえる。

ウクライナでは、NEDOファンドの約2/3が日本技術案件であり、ハイブリッドカーを始め、ヒートポンプや水処理といった日本の優れた環境技術の導入がなされたことにより、結果的に日本への資金還流につながり、我が国の経済への貢献を果たした。

#### ②途上国等の持続可能な発展への貢献

タイプA及びBによるCDM事業は、温室効果ガスの増大が今後も見込まれる途上国における持続可能な発展に引き続き寄与するだけでなく、我が国が提唱する地球規模での温暖化対策に貢献している。

#### 4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

#### 5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

#### 6. 総合評価

##### (1) 総括

##### ①政府目標に近づくクレジットのデリバリー

契約者からNEDO保有口座に本年度に移転されたクレジット量は約406万トンCO<sub>2</sub>で、事業開始以降の政府保有口座へのクレジット移転総量は約9,365万トンCO<sub>2</sub>となり、総契約量の約96%の移転を完了した。また、クレジット総契約量は約9,753万トンCO<sub>2</sub>であり、政府目標の約1億トンCO<sub>2</sub>達成をほぼ確実なものとしている。(政府目標の約97%迄到達)

##### ②GISにおけるグリーンングの着実な実施と日本の環境技術移転

グリーンング活動については、国際的な第三者機関による実施状況の検証報告の確認の他、相手国からの定期報告や相手国との協議時における進捗状況の確認及び相手国政府主体の現地調査等への同行等を通じて、活動が確実かつ適切に実施されていることを確認した。

また、日本技術プロジェクトの導入やキャパビルの開催等、日本の環境技術移転の推進という観点から適切かつ有効な活動を実施した。

##### ③効率的かつ確実なCDM取得

CDM案件についてはタイプA、タイプBともにクレジット発行を巡る厳しい審査環境の中、適切なプロジェクト管理を徹底したことにより確実なクレジット移転がなされた。

##### (2) 外部委員による事業評価

外部有識者5名から構成される事業評価委員会に諮り、本事業においては、海外事務所も積極的に活用し、クレジット毎の特性やクレジット取得に係るリスクの管理を行いつつ、京都議定書削減目標の一定枠を今回までに殆ど充当できたことに高い評価を得た。既契約CDM事業について、年度初めの移転計画、並びに、状況の変化に対応した細かな移転計画の変更を提出させる等、丁寧な事業管理について評価を得た。また、GISについては、グリーンングに際し、現地政府から現場に近い情報を得るよう努力している、政府機関との協力、指導の下、多大な成果を上げられた等、事業計画や管理面で評価を受けるとともに、今後の事業の中でGISホスト国が実施する排出削減努力をフォローアップすることを望む等、更なる貢献の観点からコメントを受けた。今後の取り組みにおいては、本事業で培ったノウハウ、経験を活かすべく情報共有を行うようコメントを受けた。

### (3) 今後の展開

平成24年12月を以て第一約束期間が終了し、本受託事業も原則残り1年となった。今後はGISにおける確実なグリーンング実施の管理や既契約CDM案件の確実なクレジット移転による受託契約の目的達成が求められるところと認識している。そのためには、クレジットを取り巻く状況変化等に対応し、経済産業省及び環境省と十分に連携を図りながら、引き続き効率性を重視して京都メカニズムクレジット取得事業を着実に実施していく方針である。また、本事業で培ったノウハウ、経験を今後の事業に活用できるよう、情報の整理・共有を図っていく所存である。

(以上)